

別紙 1

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の一部改正新旧対照表

（第1章 米穀の政府買入れ I 国内産米穀の政府買入れ部分）

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">○内米買契第○号</p> <p style="text-align: center;">令和○年産備蓄米政府買入契約書</p> <p>食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、令和○年産備蓄米の政府買入れに関して、<u>下記条項及び入札仕様書（以下「仕様書」という。）</u>により契約を締結する。</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（備蓄米及び契約金額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 備蓄米の仕様は、<u>仕様書2</u>で定める。 なお、備蓄米の区分は、仕様書3に規定しているB区分米穀の引渡申込書の提出時に確定する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3条・第4条 （略）</p> <p>（引渡申込書の作成及び提出）</p> <p>第5条 乙は、第7条による検収（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認をするために必要な検査をいう。以下同じ。）を受ける場合は、検収日の5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）</p>	<p style="text-align: right;">3内米買契第 号</p> <p style="text-align: center;">令和3年産備蓄米政府買入契約書</p> <p>食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、令和3年産備蓄米の政府買入れに関して、<u>下記条項</u>により契約を締結する。</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（備蓄米及び契約金額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 備蓄米の仕様は、<u>入札仕様書（以下「仕様書」という。）の2</u>で定める。 なお、備蓄米の区分は、仕様書3に規定しているB区分米穀の引渡申込書の提出時に確定する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3条・第4条 （略）</p> <p>（引渡申込書の作成及び提出）</p> <p>第5条 乙は、第7条による検収（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認をするために必要な検査をいう。以下同じ。）を受ける場合は、検収日の5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）</p>

前までに仕様書5(5)に定めるところにより、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入に係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7。乙がその他紙袋又はフレキシブルコンテナにより備蓄米を引き渡す場合に限る。以下同じ。)に必要事項を記載の上、売渡申込資格者住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由して、甲に提出するものとする。

なお、乙が、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入に係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7)の提出を委任している場合は、委任された者の住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由し、甲に提出するものとする。

(備蓄米の引渡し)

第6条 (略)

2 (略)

3 引渡期間は、令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までとし、乙は、原則として、引渡期間における各月の1日、11日又は21日のいずれかの日とする。

ただし、当該日が行政機関の休日に当たる場合は行政機関の休日の翌日を引渡日とする。

なお、令和〇年〇月〇日(〇)は引渡日としない。

4 (略)

第7条～第30条 (略)

前までに仕様書5(5)に定めるところにより、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入に係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7。乙がフレコンにより備蓄米を引き渡す場合に限る。以下同じ。)に必要事項を記載の上、売渡申込資格者住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由して、甲に提出するものとする。

なお、乙が、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入に係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7)の提出を委任している場合は、委任された者の住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由し、甲に提出するものとする。

(備蓄米の引渡し)

第6条 (略)

2 (略)

3 引渡期間は、令和3年9月1日(水)から令和4年3月11日(金)までとし、乙は、原則として、引渡期間における各月の1日、11日又は21日のいずれかの日とする。

ただし、当該日が行政機関の休日に当たる場合は行政機関の休日の翌日を引渡日とする。

なお、令和4年1月4日(火)は引渡日としない。

4 (略)

第7条～第30条 (略)

別紙（第2条関係）

買入対象米穀及び契約金額一覧

(相手方) ○○○○ 第○回 令和○年○月○日 ○内米買契第○号

種類	産年	産地	契約単価 (円/60キログラム)	契約数量 (トン)	備考
水稻うるち 玄米	(削る。)				

(以下略)

様式1

請 求 書  
(軽減税率対象)

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官  
農林水産省農産局長 殿

(売渡人)

住 所  
名 称  
代表者役職  
氏 名

¥

ただし、○内米買契第○○号に係る備蓄米の政府売渡分

(以下略)

別紙（第2条関係）

買入対象米穀及び契約金額一覧

(相手方) ○○○○ 第○回 令和○年○月○日 3内米買契第○号

種類	産年	産地	契約単価 (円/60キログラム)	契約数量 (トン)	備考
水稻うるち 玄米	3				

(以下略)

様式1

請 求 書  
(軽減税率対象)

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官  
農林水産省農産局長 殿

(売渡人)

住 所  
名 称  
代表者役職  
氏 名

¥

ただし、3内米買契第○○号に係る備蓄米の政府売渡分

(以下略)

<p style="text-align: right;">様式 2</p> <p style="text-align: center;">契約変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省農産局長 殿</p> <p style="text-align: right;">競争参加資格者番号 所在地（住所） 名 称 代表者役職 氏 名</p> <p>貴殿との間で締結した令和〇年産備蓄米政府買入契約に関し、次のとおり変更があったので届出をします。</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: right;">様式 2</p> <p style="text-align: center;">契約変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>食料安定供給特別会計 支出負担行為担当官 農林水産省農産局長 殿</p> <p style="text-align: right;">競争参加資格者番号 所在地（住所） 名 称 代表者役職 氏 名</p> <p>貴官との間で締結した令和3年産備蓄米政府買入契約に関し、次のとおり変更があったので届出をします。</p> <p>(以下略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 2

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）の一部改正新旧対照表

（第 2 章～第 9 章部分）

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 2 章 政府所有米穀の販売等業務 （略）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 受託事業体の選定等 農産局長は、販売等業務を実施する民間事業体の選定等を、<u>入札の都度作成する令和〇年度政府所有米穀の販売等業務における入札実施要領</u>（以下「<u>実施要領</u>」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 入札参加資格者 <u>実施要領</u>第 3 の 1 及び 2 に定める条件を全て満たす者を、入札に参加する資格を有する者とする。</p> <p>4 公告 (1) 公告時期、方法等 ア （略） イ 農産局長は、一般競争入札の参加資格、入札書類の提出期限、提出先等について、<u>実施要領</u>、入札公告、入札説明書及び政府所有米穀の販売等業務委託契約書（案）を省ホームページ等に掲載することにより公告する。</p> <p>(2) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、<u>実施要領</u>第 4 に定めるところにより、入札の参加に必要な書類の提出等を行う。</p> <p>5 落札者が受託する販売等業務に係る米穀の決定 農産局長は、<u>実施要領</u>第 5 の 4 に定めるところにより、落札者が受託する販売等業務に係る米穀の決定を行う。</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>第 2 章 政府所有米穀の販売等業務 （略）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 受託事業体の選定等 農産局長は、販売等業務を実施する民間事業体の選定等を、<u>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）第14条第1項の規定に基づき作成する令和〇年度政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項</u>（以下「<u>実施要項</u>」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところにより行う。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 入札参加資格者 <u>実施要項</u>第 3 の 1 及び 2 に定める条件を全て満たす者を、入札に参加する資格を有する者とする。</p> <p>4 公告 (1) 公告時期、方法等 ア （略） イ 農産局長は、一般競争入札の参加資格、入札書類の提出期限、提出先等について、<u>実施要項</u>、入札公告、入札説明書及び政府所有米穀の販売等業務委託契約書（案）を省ホームページ等に掲載することにより公告する。</p> <p>(2) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、<u>実施要項</u>第 4 に定めるところにより、入札の参加に必要な書類の提出等を行う。</p> <p>5 落札者が受託する販売等業務に係る米穀の決定 農産局長は、<u>実施要項</u>第 5 の 4 に定めるところにより、落札者が受託する販売等業務に係る米穀の決定を行う。</p> <p>6・7 （略）</p>

## 8 販売等業務委託契約の解除

農産局長は、実施要領第8の7(13)から(17)までに掲げる事項のいずれかに該当する場合は、販売等業務委託契約の全部又は一部の解除をすることができる。

## 第3 販売等業務の実施

受託事業者は、実施要領別添1「政府所有米穀の販売等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）第1章に定めるところにより、販売等業務を実施する。

## 第4 (略)

## 第5 販売等業務の履行状況の確認

農産局長は、実施要領第8の1及び2に定めるところにより、販売等業務の履行状況の確認を行う。

## 第6 販売等業務に係る委託費の支払

- 1 受託事業者は、実施要領第8の2の検査により、受託事業者の販売等業務の履行状況が政府所有米穀の販売等業務委託契約の内容に適合するものであると確認された場合には、当該業務に係る販売等業務に係る委託費について、月ごとにとりまとめて、農産局長（官署支出官）に請求する。

この際、農産局長に提出する請求書には次に掲げる書類を添付して提出する。

(1)～(10) (略)

2・3 (略)

## 第7 (略)

## 第8 販売等業務の調査、報告等

農産局長は、販売等業務の実施状況その他必要な事項に関する報告徴収及び実地調査については、実施要領第8の3に定めるほか、報告徴収、受託事業者への調査等により、業務実施者（受託

## 8 販売等業務委託契約の解除

農産局長は、実施要項第8の7(13)から(17)までに掲げる事項のいずれかに該当する場合は、販売等業務委託契約の全部又は一部の解除をすることができる。

## 第3 販売等業務の実施

受託事業者は、実施要項別添1「政府所有米穀の販売等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）第1章に定めるところにより、販売等業務を実施する。

## 第4 (略)

## 第5 販売等業務の履行状況の確認

農産局長は、実施要項第8の1及び2に定めるところにより、販売等業務の履行状況の確認を行う。

## 第6 販売等業務に係る委託費の支払

- 1 受託事業者は、実施要項第8の2の検査により、受託事業者の販売等業務の履行状況が政府所有米穀の販売等業務委託契約の内容に適合するものであると確認された場合には、当該業務に係る販売等業務に係る委託費について、月ごとにとりまとめて、農産局長（官署支出官）に請求する。

この際、農産局長に提出する請求書には次に掲げる書類を添付して提出する。

(1)～(10) (略)

2・3 (略)

## 第7 (略)

## 第8 販売等業務の調査、報告等

農産局長は、販売等業務の実施状況その他必要な事項に関する報告徴収及び実地調査については、実施要項第8の3に定めるほか、報告徴収、受託事業者への調査等により、業務実施者（受託

事業体が販売等業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託された業務を実施する者を含む。以下同じ。)による業務の適正な実施に疑義が生じた場合その他農産局長が必要と認める場合は、業務実施者に対し次に掲げる事項の全部又は一部について実地調査を行う。

(1)～(7) (略)

#### 第9 業務の改善

農産局長は、実施要領第8の4に定めるところにより、受託事業体に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。

#### 第10 販売等業務に係る監督

農産局長は、実施要領第8の5に定めるところにより、職員に対し、立会い等による販売等業務に係る監督を命じることができる。なお、受託事業体は、当該職員が行う立会い等による監督に協力しなければならない。

### 第3章 (略)

## 第4章 政府所有米穀の販売

### I 通常時の販売

#### 第1 販売する米穀及び販売に際しての条件

1・2 (略)

#### 3 用途外使用等又は廃棄に係る手続

##### (1) 約定事項

農産局長は、受託事業体に対し、2の(3)の売買契約において以下の事項を約定させる。

##### ア 用途外使用等の承認

買受者(買受者が組合等である場合には、共同購入者を含む。以下3において同じ。)が買い受けた政府所有米穀を、買い受けた用途以外の用途に供し、若しくは供する目的で出

事業体が販売等業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託された業務を実施する者を含む。以下同じ。)による業務の適正な実施に疑義が生じた場合その他農産局長が必要と認める場合は、業務実施者に対し次に掲げる事項の全部又は一部について実地調査を行う。

(1)～(7) (略)

#### 第9 業務の改善

農産局長は、実施要項第8の4に定めるところにより、受託事業体に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。

#### 第10 販売等業務に係る監督

農産局長は、実施要項第8の5に定めるところにより、職員に対し、立会い等による販売等業務に係る監督を命じることができる。なお、受託事業体は、当該職員が行う立会い等による監督に協力しなければならない。

### 第3章 (略)

## 第4章 政府所有米穀の販売

### I 通常時の販売

#### 第1 販売する米穀及び販売に際しての条件

1・2 (略)

(新設)

荷、販売若しくは譲渡し、又は買い受けた用途で他者に転売する（以下「用途外使用等」という。）場合は、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成22年4月19日付け総食第61号総合食料局長通知）又は政府所有米穀の売買契約書に基づく米穀出荷販売事業者以外の買受者の用途外使用等事務手続について（令和4年3月2日付け3農産第2070号貿易業務課長通知）に基づき、買受者に農林水産大臣、地方農政局長又は農産局長の承認を受けさせること。

イ 用途外使用等又は廃棄の処理計画報告

買受者が買い受けた政府所有米穀を用途外使用等し、又は水濡れ等により廃棄する場合は、買受者にあらかじめ買受者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等に処理計画を報告させること。処理計画に変更があったときも同様とすること。また、買受者は、アの承認申請の際に、処理計画を当該承認申請の提出先に提出することができること。

ウ 用途外使用等又は廃棄の処理報告

買受者は、買い受けた政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、買受者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等に処理状況を報告すること。

(2) 処理状況の現地確認

ア 地方農政局長等は、必要に応じて、処理状況について立入検査による現地確認（以下「現地確認」という。）を行う。

当該現地確認に当たっては、(1)イの処理計画を踏まえた現地確認計画を作成して行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アの現地確認の結果、処理に問題があると認めるときは、農産局長にその旨報告し、農産局長は、当該報告を踏まえ、受託事業体に対し必要な指示等を行う。

(3) その他

このほか、買受者が買い受けた政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄に係る手続については、別に定めるところによる。



第2 買受資格者

1 (略)

2 資格審査の手續

(1)～(3) (略)

(4) 現地確認

ア 農産局長は、資格申請を受け付ける場合は、必要に応じて、現地確認依頼書(様式4-7)により、申請者及びその所有工場の所在地を管轄する地方農政局長等に現地確認を行わせる。

イ・ウ (略)

(5)・(6) (略)

3～5 (略)

第3～第7 (略)

第8 買受予定者の決定及び結果の通知

農産局長は、第3、第4、第5に定める国産飼料用米の利用促進のための外国産米穀の特別販売を行う場合及び大規模災害発生時の飼料用への供給を行う場合その他農産局長が必要と認める場合又は第6に係る見積合せを実施した上で、買受予定者を決定した場合は、政府所有米穀の販売に係る見積合せ結果通知書(様式4-20)により、速やかに受託事業体に結果を通知する。受託事業体は、その通知を受けた日から3日以内に見積合せの参加者に当該結果を通知する。

第9～第11 (略)

II (略)

第5章～第7章 (略)

第8章 販売等業務の実施状況の確認

第2 買受資格者

1 (略)

2 資格審査の手續

(1)～(3) (略)

(4) 現地確認

ア 農産局長は、資格申請を受け付ける場合は、必要に応じて、現地確認依頼書(様式4-7)により、申請者及びその所有工場の所在地を管轄する地方農政局長等に立入検査による現地確認(以下「現地確認」という。)を行わせる。

イ・ウ (略)

(5)・(6) (略)

3～5 (略)

第3～第7 (略)

第8 買受予定者の決定及び結果の通知

農産局長は、第3、第4又は第6に係る見積合せを実施した上で、買受予定者を決定した場合は、政府所有米穀の販売に係る見積合せ結果通知書(様式4-20)により、速やかに受託事業体に結果を通知する。受託事業体は、その通知を受けた日から3日以内に見積合せの参加者に当該結果を通知する。

第9～第11 (略)

II (略)

第5章～第7章 (略)

第8章 販売等業務の実施状況の確認

## 第1 実施状況の確認

農産局長は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、保管業務、運送業務、カビ確認等作業業務、とう精業務、備蓄用精米加工業務及び廃棄物（販売することができない米穀）の処理業務が適正に実施されているかの実施状況の確認（以下「確認業務」という。）を農産局長が選定する仕様書別紙9-2に定める選定要件を満たす者（以下「第三者機関」という。）に委託して行わせる。

## 第2～第6 （略）

## 第9章 販売等業務に係る情報管理

### 第1 販売等業務の実績報告等の報告及び電子化

1 農産局長は、受託事業体に対し、仕様書別紙10「報告書一覧表」に掲げる実績報告書（様式8-1～8-14）及び当該報告書を電子化した情報様式8-1を提出させる。

2～4 （略）

5 受託事業体が政府システムを利用する場合は、以下の情報について電子化を省略できる。

(1) 仕様書別紙10に掲げる報告書一覧表のうち、業務項目の欄に（注）と付与された仕様書業務名の報告書

(2)・(3) （略）

## 第2・第3 （略）

### 第4 独自システムの構築

1・2 （略）

3 農産局長は、2の提供を行う場合、農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年3月31日付け農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）及び政府所有米麦情報管理システムセキュリティ対策マニュアル（平成27年11月27日付け事務連絡政策統括官付貿易業務課長。以下「対策マニュアル」と

## 第1 実施状況の確認

農産局長は、受託事業体に対し、仕様書に定めるところにより、保管業務、運送業務、カビ確認等作業業務、とう精業務、備蓄用精米加工業務及び廃棄物（販売することができない米穀）の処理業務が適正に実施されているかの実施状況の確認（以下「確認業務」という。）を農産局長が選定する仕様書別紙9-2に定める要件を満たす者（以下「第三者機関」という。）に委託して行わせる。

## 第2～第6 （略）

## 第9章 販売等業務に係る情報管理

### 第1 販売等業務の実績報告等の報告及び電子化

1 農産局長は、受託事業体に対し、仕様書別紙9「報告書一覧表」に掲げる実績報告書（様式8-1～8-14）及び当該報告書を電子化した情報様式8-1を提出させる。

2～4 （略）

5 受託事業体が政府システムを利用する場合は、以下の情報について電子化を省略できる。

(1) 仕様書別紙9に掲げる報告書一覧表のうち、業務項目の欄に（注）と付与された仕様書業務名の報告書

(2)・(3) （略）

## 第2・第3 （略）

### 第4 独自システムの構築

1・2 （略）

3 農産局長は、2の提供を行う場合、農林水産省の情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年3月31日付け農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）及び政府所有米麦情報管理システムセキュリティ対策マニュアル（平成27年11月27日付け事務連絡政策統括官付貿易業務課長。以下「対策マニュアル」という。

いう。)に基づき、提供する情報のセキュリティ確保のために適切な措置を講じることとする。

4 (略)

第5 情報セキュリティの確保

1・2 (略)

3 受託事業体は販売等業務の遂行に際し、農産局長より規則及び対策マニュアルの説明を受け、説明内容を遵守するとともに、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策を講じることとする。

4 (略)

様式2～様式4-2-2 (略)

様式4-3

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

承諾及び誓約書

政府所有米穀の買受資格者となるに当たって、政府所有米穀を買い受けた場合には、当該米穀を適正な用途に使用するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、

)に基づき、提供する情報のセキュリティ確保のために適切な措置を講じることとする。

4 (略)

第5 情報セキュリティの確保

1・2 (略)

3 受託事業体は販売等業務の遂行に際し、農産局長より規則及び対策マニュアルの説明を受けるとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部等）に準拠した情報セキュリティ対策を講じることとする。

4 (略)

様式2～様式4-2-2 (略)

様式4-3

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

承諾及び誓約書

政府所有米穀の買受資格者となるに当たって、政府所有米穀を買い受けた場合には、当該米穀を適正な用途に使用するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、

氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提出することについて同意します。

<承諾事項>

- 1 (略)
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局をいう。)の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、政府所有米穀の販売等業務を実施する受託事業体又は農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することを承諾します。
- 3～5 (略)

(略)

様式4-4～様式8-14 (略)

別紙1-1

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項(買受予定者が組合等でない場合)

第1条 (略)

(米穀の用途)

第2条 (略)

2 (略)

3 乙は、買い受けた政府所有米穀について、第1項ただし書若しくは前項に規定する措置を行い、又は水濡れ等の理由により廃棄する

氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提出することについて同意します。

<承諾事項>

- 1 (略)
- 2 地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局をいう。)の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、関係帳簿書類の確認等を受けることを承諾します。
- 3～5 (略)

(略)

様式4-4～様式8-14 (略)

別紙1-1

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項(買受予定者が組合等でない場合)

第1条 (略)

(米穀の用途)

第2条 (略)

2 (略)

(新設)

場合は、あらかじめ乙の主たる事務所を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の長に別添様式第1号により処理計画を報告する。提出した処理計画に変更があった場合も同様とする。この場合において、乙は、第1項ただし書又は前項の承認申請の際に、当該承認申請の提出先に処理計画を提出することができる。

4 乙は、前項の措置又は廃棄（以下「廃棄等」という。）に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第2号により報告する。

第3条～第14条 （略）

（帳簿等の整備）

第15条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備する。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添様式第3号により各四半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局の長に報告する。

第16条 （略）

（調査、報告）

第17条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力する。

2 （略）

3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託

（新設）

第3条～第14条 （略）

（帳簿等の整備）

第15条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備する。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添の様式により各四半期の最終月の翌月の末日までに北海道農政事務局長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長に報告する。

第16条 （略）

（調査、報告）

第17条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力する。

2 （略）

3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託

して再調製を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定しなければならない。

4 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の再調製又は廃棄等（以下「再調製等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の再調製等に関する契約についても、同様とする。

第18条 (略)

【付録】 (略)

別添様式第1号

年 月 日

殿

住 所：  
商号又は名称又は氏名：  
代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理計画  
(○年○月～○年○月分)

(注) 変更の場合には、表題の最後に（変更）と記載すること。

して再調製を行う場合は、その委託先と加工契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定しなければならない。

(新設)

第18条 (略)

【付録】 (略)

(新設)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業者と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用 (単位：kg)

	原料米穀の加工委託数量	副産物等の発生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
〇年〇月 末在庫数量						
〇年〇月						
〇年〇月						
～						
〇年〇月						
計						

(注) 1 期間は、最長1年間とする。

2 原料米穀の加工委託数量及び副産物等の発生数量については、米穀を加工する場合にのみ記載すること。

3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

	用途	受領者（名称・住所）	用途外使用等又は廃棄数量
〇年〇月			
〇年〇月			
〇年〇月			
〇年〇月			

- (注) 1 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。
- 2 「受領者」欄には、氏名又は名称（会社名等）及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに用途外使用等又は廃棄数量を記載すること。
- 3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

別添様式第2号

(新設)

年 月 日

地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：  
 商号又は名称又は氏名：  
 代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理状況報告書  
 (〇年〇月～〇年〇月分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用 (単位：kg)

	原料米穀の加工委託数量	副産物等の発生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
〇年〇月						



末在庫数量						
〇年〇月						
〇年〇月						
～						
〇年〇月						
計						

(注) 期間は、提出した処理計画の期間に合わせること。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

使用等年月日	用途	受領者（名称・住所）	使用等数量

(注) 1 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。

2 「受領者」欄には、氏名又は名称（会社名等）及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに使用等数量を記載すること。

3 このほか、受領者ごとに使用等数量及び処理状況が確認できる書類（廃棄の場合は廃棄が確認できるマニフェスト、写真等）を添付すること。

別添様式第3号 (略)

別紙1-2

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項（買受予定者が組合等の場合）

別添様式 (略)

別紙1-2

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項（買受予定者が組合等の場合）

第1条 (略)

(米穀の用途)

第2条 (略)

2 (略)

3 乙は、買い受けた政府所有米穀について、第1項ただし書若しくは前項に規定する措置を行い、又は水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙の主たる事務所を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。第19条第1項第2号を除き、以下同じ。）の長に別添様式第1号により処理計画を報告する。提出した処理計画に変更があつた場合も同様とする。この場合において、乙は、第1項ただし書又は前項の承認申請の際に、当該承認申請の提出先に処理計画を提出することができる。

4 乙は、前項の措置又は廃棄（以下「廃棄等」という。）に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第2号により報告する。

5 (略)

第3条～第6条 (略)

(表明確約)

第7条 (略)

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行つた者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたる場合は、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第8条～第14条 (略)

第1条 (略)

(米穀の用途)

第2条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

第3条～第6条 (略)

(表明確約)

第7条 (略)

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたる場合は、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第8条～第14条 (略)

(帳簿等の整備)

第15条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備するとともに、乙の共同購入者に台帳を整備させる。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添様式第3号により乙及び乙の共同購入者別にとりまとめの上、各四半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局の長に報告する。

第16条 (略)

(調査、報告)

第17条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、また、乙の共同購入者に協力させるほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力し、また、乙の共同購入者に協力させる。

2 (略)

3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定し、また、乙の共同購入者が、本項に規定する委託再調製又は

(帳簿等の整備)

第15条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備するとともに、乙の共同購入者に台帳を整備させる。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添の様式により乙及び乙の共同購入者別にとりまとめの上、各四半期の最終月の翌月の末日までに北海道農政事務所長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長に報告する。

第16条 (略)

(調査、報告)

第17条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力し、また、乙の共同購入者に協力させるほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力し、また、乙の共同購入者に協力させる。

2 (略)

3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合は、その委託先と加工契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定し、また、乙の共同購入者が、本項に規定する委託再調製を行う場合は、乙の共同購入者に本項の措置を行わせる。

廃棄等を行う場合は、乙の共同購入者に本項の措置を行わせる。

4 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の再調製又は廃棄等（以下「再調製等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の再調製等に関する契約についても、同様とする。

第18条 （略）

（共同購入者との約定事項）

第19条 （略）

一 （略）

二 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を自社又は再調製工場に委託して再調製を行った結果発生した米穀について、乙が甲から買い受けた用途以外に供する必要が生じた場合は、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用に係る農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長、出荷販売事業者でないものにあつては、農林水産省農産局長）の承認を受けなければならないこと。

三 （略）

四 乙の共同購入者は、第2号若しくは第3号に規定する場合又は乙が甲から買い受けた政府所有米穀を水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙（乙の共同購入者が出荷販売事業者の場合にあつては、乙の共同購入者）の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に別添様式第1号により処理計画を報告すること。処理計画に変更があつた場合も同様とすること。この場合において、乙の共同購入者は、第2号の承認申請の際に、当該承認申請の提出先に処理計画を提出することができること。

五 乙の共同購入者は、第2号若しくは第3号に規定する場合における措置又は廃棄（以下「廃棄等」という。）に当たっては、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する

（新設）

第18条 （略）

（共同購入者との約定事項）

第19条 （略）

一 （略）

二 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を自社又は再調製工場に委託して再調製を行った結果発生した米穀について、乙が甲から買い受けた用途以外に供する必要が生じた場合は、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用に係る農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一の地方農政局等の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該農政局等の長、出荷販売事業者でないものにあつては、農林水産省農産局長）の承認を受けなければならないこと。

三 （略）

（新設）

（新設）

者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙（乙の共同購入者が出荷販売事業者の場合にあっては、乙の共同購入者）の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第2号により報告すること。

六～八 （略）

九 乙の共同購入者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力すること。

十 （略）

十一 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定すること。

十二 前号の場合において、乙の共同購入者は、委託先又は当該者が政府所有米穀の再調製又は廃棄等（以下「再調製等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前号と同様の約定をするようにさせなければならないこと。以降の再調製等に関する契約についても、同様とすること。

十三～十八 （略）

2 乙は、前項第18号の規定に基づき、違約金を徴収する場合は、乙の共同購入者が違約金を納付した後に当該違約金に相当する額を甲に支払わなければならない。

四～六 （略）

七 乙の共同購入者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力すること。

八 （略）

九 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合は、その委託先と加工契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力すること。

（新設）

十～十五 （略）

2 乙は、前項第15号の規定に基づき、違約金を徴収する場合は、乙の共同購入者が違約金を納付した後に当該違約金に相当する額を甲に支払わなければならない。

【付録】 (略)

別添様式第1号

年 月 日

殿

住 所：  
商号又は名称又は氏名：  
代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理計画  
(○年○月～○年○月分)

(注) 変更の場合には、表題の最後に(変更)と記載すること。

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業者と締結した売買契約(以下「売買契約」という。)に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用 (単位：kg)

	原料米穀の加工委託数量	副産物等の発生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
○年○月末在庫数量						
○年○月						
○年○月						
～						
○年○月						
計						

【付録】 (略)

(新設)

- (注) 1 期間は最長1年間とする。  
 2 原料米穀の加工委託数量及び副産物等の発生数量については、米穀を加工する場合にのみ記載すること。  
 3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

	共同購入者	用途	受領者(名称・住所)	用途外使用等又は廃棄数量
○年○月				
○年○月				
○年○月				
○年○月				

- (注) 1 本表は、共同購入者ごとに記載すること。  
 2 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。  
 3 「受領者」欄には、氏名又は名称(会社名等)及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに用途外使用等又は廃棄数量を記載すること。  
 4 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

別添様式第2号

年 月 日

地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：

(新設)

商号又は名称又は氏名：  
 代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理状況報告書  
 (〇年〇月～〇年〇月分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業者と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用 (単位：kg)

	原料米穀の加工委託数量	副産物等の発生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
〇年〇月末在庫数量						
〇年〇月						
〇年〇月						
～						
〇年〇月						
計						

(注) 期間は、提出した処理計画の期間に合わせること。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

使用等年月日	共同購入者	用途	受領者（名称・住所）	使用等数量




- (注) 1 本表は、共同購入者ごとに記載すること。  
2 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。  
3 「受領者」欄には、氏名又は名称（会社名等）及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに使用等数量を記載すること。  
4 このほか、受領者ごとに使用等数量及び処理状況が確認できる書類（廃棄の場合は廃棄が確認できるマニフェスト、写真等）を添付すること。

別添様式第3号 (略)

別紙2・別紙3 (略)

別添様式 (略)

別紙2・別紙3 (略)